

富山地裁の志賀原発差止め否定の不当判決についての原告団声明

志賀原発株主差止め訴訟原告団

2019年6月に、富山、石川の北陸電力株主8名が、富山地方裁判所に会社法360条により、北陸電力の社長や会長など代表取締役を被告に志賀原発の差止めを請求する訴訟を提訴してから6年8か月余りの本日、富山地方裁判所の矢口俊哉裁判長は志賀原発差止めを認めない原告敗訴の不当判決を言い渡しました。

《法廷で堂々と虚偽の主張を連発して逃げ回った被告側…》

被告ら北陸電力取締役は、毎年の株主総会で原告ら株主が再三にわたり志賀原発廃炉を求めても、適切な説明もせず頑なに志賀原発再稼働方針にこだわり続けました。

裁判で被告側は、「取締役に原子力の専門家はいない」と、法廷の場で堂々と虚偽の主張を続けるなど、不誠実で逃げ回る態度に終始しました。

《裁判中に発生した能登半島地震で明らかになった志賀原発の危険性》

2024年1月の能登半島地震では志賀原発は停止中でしたが、多数の設備が損傷しました。もし運転中だったら、放射能放出の大事故に至ったと考えられます。

また、能登半島全域で住民避難が困難になり、ここに原発事故が重なったら、住民の放射能被曝が必至な状況でした。志賀原発周辺では現在も活発な地震活動が続いています。

《ご支援いただいた多くの皆さまに感謝し、原告勝訴をめざして控訴します》

本日の富山地裁の原告敗訴判決は、志賀原発差止めを求める私達原告の切なる願いを否定し、志賀原発事故の発生と多数の住民の命への危険を招くもので、到底容認できません。

私達原告団は、この裁判の過程で亡くなった原告の多名賀哲也さん、小嵐喜知雄さん、滝口保さんの思いを受け継ぎ、名古屋高裁金沢支部に控訴して原告勝訴をめざして取り組みを続ける決意です。

原告弁護団の皆さんには、無報酬での日夜を問わぬ取り組みを続けられたことに、心より感謝いたします。

また、本日も含めて毎回多くの皆さまが傍聴参加やメッセージなどで支えていただき、心から感謝いたします。今後ともご支援をお願いします。

被告らにはいま一度謙虚に株主の声を聴き、一日も早い志賀原発の廃炉を求めます。

以上